

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和2年8月5日(水) 午前10時00分～午前11時17分							
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員								
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美		
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩		
17	石岡猶一	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史		
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子		
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次		
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市		
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範		
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男				
④	欠席委員								
⑤	遅刻委員								
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)			
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)					
⑦	農 林 水 産 課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査			
⑧	会 議 の 内 容	議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について						
		議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について						
		議案第49号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人 報告について						
		議案第50号	下限面積(別段の面積)の変更について						
		議案第51号	農用地利用集積計画の決定について						

事務局（局長）	只今から令和2年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>この際、傍聴人に申し上げます。</p> <p>農業委員会総会の傍聴に当たっては、審査案件に対して、賛成あるいは反対の意思表示をすることや、会議の妨害となる行為をすることは禁じられています。</p> <p>また、大洲市農業委員会 会議規則第18条等に違反する場合は、退場を命ずることがありますので、念のため申し上げておきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議席の指定を行います。</p> <p>議席は、ただいまご着席の議席とします。ご異議ありませんか。</p>
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	<p>ご異議ないようですので、ただいまの議着席をもって議席に決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、3番 長岡誠一委員、4番 藤田秀美委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第3、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第4、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第47号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、徳森字小鳥越外の土地、田1筆・1、671㎡及び畑2筆・1、004㎡は代物弁済による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、水稻・野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、長浜町上老松外の土地、畑2筆・425㎡及び樹園地3筆・4、426㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、野菜・果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、長浜町出海の土地、樹園地1筆・4、522㎡は売買による所</p>

有権移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
以上、3件のご審議をよろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

6番

失礼いたします。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件は代物弁済による所有権移転となります。

申請地は、徳森にある自宅に隣接する畑2筆と東大洲地区の田1筆になります。譲渡人の債務の弁済について、所有の農地を譲りたいとのことで申請に至っています。

譲受人は、第6回定例総会に上程された『農用地利用集積計画』において新規就農しておりますが、今回の申請地についても、きちんと管理されており、問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

24番

失礼いたします。

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

長浜町上老松と大越については、担当地区外になりますが、新任の推進委員さんが着任されていませんでしたので、私の方で調査に同行させていただきました。

親子間による贈与での所有権移転となります。

申請地は、大和公民館から北東に約700mにある譲受人の実家付近にある畑2筆と樹園地3筆になります。父親の所有する農地の一部を譲り受けて、農業経営を開始する計画になっています。

農業は、本人が年間を通して従事しますが、両親の手助けも借りながら行っていくことにしており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

26番

失礼します。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

私の案件も担当地区外ですが、代わりに調査同行しています。

申請地は、出海公民館の北北東約1 km、出海地区と櫛生地区の字界付近にある樹園地1筆です。現在も譲受人が構成員である法人が借り受けていますが、今回、売買にて購入することになったようです。現状も柑橘類が植栽されておりました。

譲受人は、両親とともに農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第48号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、ならびに別紙「議案説明資料」4ページから23ページまでを、併せてご覧ください。

1番東若宮の土地、396㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.5 kmのところを位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番菅田町菅田の土地、192㎡の案件は、譲受人は、現在借家に居住しているが、収納スペース不足と車が停めづらく不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.3 kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなる、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番新谷の土地、294㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家に居住

しているが、仕事で各地に赴くのに交通の便の良い、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.7kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番新谷の土地、348.47㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家に居住しているが手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は大洲市中心部から北東に約5.9kmのところに位置し、300m以内にJR新谷駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の4ページから8ページを参考にしてください。申請地は、5ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約1.9kmに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次に、2番。

11番

失礼いたします。

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。申請地は、11ページの位置図のとおり、肱東中学校から北東へ約400mに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、3番、4番。

19番

失礼いたします。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、新谷公民館から西北西へ約700mに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。次に、4番案件も私の担当ですので引き続き調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の19ページから23ページを参考にしてください。申請地は、21ページの位置図のとおり、新谷公民館から南へ、約400mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

す。以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第49号『農地法第6条第1項の規定による農地保有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼いたします。

議案第49号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書3ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社グリーンサラダ』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、

②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、

③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること。

④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、

以上の4点が確認事項となっています。

1番 有限会社グリーンサラダは、主に葉物野菜の栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は農業従事者の2名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員2人のうち1人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議 長 (会長)

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑も無いようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議無いものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第50号『下限面積(別段の面積)の変更について』を議題

事務局
(専門員兼農政係)

といたします。
事務局の説明を求めます。

議案第50号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

1番 成能字谷の土地、畑1筆・51㎡、樹園地2筆・614㎡です。

申請地は大川公民館から東に約1.5km、県道鳥首五十崎線沿いにある自宅、その周辺に位置する農地になります。議案書にも記載しておりますが、申請人の両親が平成15年頃まで当該地に居住しておりましたが、亡くなった後は市外に住む申請人が年に数回帰省しては家の手入れを兼ねながら、農地の管理も行っていましたが、農業経営ができる状態ではないため、『大洲市空き家バンク』に登録したという経緯になっております。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。
以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、今説明しましたように地番指定することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第51号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の5ページから、ご覧ください。「新規」案件のみを説明させていただきます。

3番、4番関連です。水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。

7番、果樹を栽培するため、貸借権を10年間設定します。

外、再設定の案件12件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、15件・28筆、利用権設定総面積、35,790㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

（質疑なし）

委員

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

委員

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。